

旅客営業規則

2020年2月



筑豊電気鉄道株式会社
Chikuho Electric Railroad Co.,Ltd.

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 第1編 総則..... | 1 |
| 第1条（この規則の目的）..... | 1 |
| 第2条（適用範囲）..... | 1 |
| 第3条（用語の意義）..... | 1 |
| 第4条（運行不能の場合の取扱方）..... | 1 |
| 第5条（キロ程の端数計算方）..... | 1 |
| 第6条（期間の計算方）..... | 1 |
| 第7条（旅客の提出する書類）..... | 2 |
| 第2編 旅客営業規則..... | 2 |
| 第1章 通則..... | 2 |
| 第8条（旅客の年齢別区分及びその旅客運賃の收受方）..... | 2 |
| 第9条（旅客運送の制限又は停止）..... | 2 |
| 第10条（駅員無配置の旅客の取扱方）..... | 2 |
| 第2章 乗車券の発売..... | 3 |
| 第1節 通則..... | 3 |
| 第11条（乗車券の発売箇所）..... | 3 |
| 第12条（乗車券の発売日）..... | 3 |
| 第13条（定期乗車券の一括発売）..... | 3 |
| 第14条（定期乗車券の継続発売）..... | 3 |
| 第15条（乗車券の種類）..... | 3 |
| 第16条（乗車券の表示事項）..... | 4 |
| 第2節 乗車券の様式..... | 4 |
| 第17条（普通乗車券の様式）..... | 4 |
| 第18条（定期乗車券の様式）..... | 4 |
| 第19条（団体乗車券の様式）..... | 4 |
| 第20条（貸切乗車券の様式）..... | 5 |
| 第21条（乗車券の様式の補足）..... | 5 |
| 第3節 乗車券の効力..... | 5 |
| 第22条（乗車券の使用条件）..... | 5 |
| 第23条（大人用普通乗車券を小児が使用する場合はの特例）..... | 5 |
| 第24条（通用期間）..... | 5 |
| 第25条（通用期間の起算日）..... | 5 |
| 第26条（小児用乗車券の効力の特例）..... | 5 |
| 第27条（途中下車）..... | 6 |
| 第28条（不乗区間の取扱方）..... | 6 |
| 第29条（改氏名の場合の定期乗車券の書換え）..... | 6 |
| 第30条（効力のない乗車券）..... | 6 |
| 第31条（乗車券が前途無効となる場合）..... | 6 |

| | | |
|------|--------------------------------|----|
| 第32条 | (定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合) | 6 |
| 第33条 | (定期乗車券が無効となる場合及び旅客運賃の追徴方) | 7 |
| 第34条 | (乗車券不正使用未遂の場合の取扱方) | 7 |
| 第4節 | 乗車券の改札及び引き渡し | 7 |
| 第35条 | (乗車券の改札及び引き渡し) | 7 |
| 第36条 | (乗車券の回収) | 8 |
| 第3章 | 旅客運賃 | 8 |
| 第1節 | 通則 | 8 |
| 第37条 | (旅客運賃の計算に使用するキロ程) | 8 |
| 第38条 | (キロ程を定めていない区間の旅客運賃の計算方) | 8 |
| 第39条 | (小児、幼児及び乳児の旅客運賃の計算方) | 8 |
| 第40条 | (旅客運賃割引の重複適用の禁止) | 8 |
| 第41条 | (割引旅客運賃の計算方) | 8 |
| 第2節 | 普通旅客運賃 | 9 |
| 第42条 | (普通旅客運賃) | 9 |
| 第3節 | 定期旅客運賃 | 9 |
| 第43条 | (定期乗車券とその旅客運賃) | 9 |
| 第44条 | (通勤定期乗車券の発売条件) | 9 |
| 第45条 | (通学定期乗車券の発売条件) | 9 |
| 第46条 | (指定学校以外の学校・学生・生徒に対して発売する定期乗車券) | 10 |
| 第47条 | (資格証明書の携帯及び呈示の義務) | 10 |
| 第48条 | (定期乗車券紛失の場合の届出義務) | 10 |
| 第4節 | 特殊割引旅客運賃 | 10 |
| 第49条 | (被救護者割引) | 10 |
| 第50条 | (割引証の交付) | 11 |
| 第51条 | (臨時特殊割引) | 11 |
| 第52条 | (通学証明書発行の監査) | 11 |
| 第53条 | (割引乗車券等の不正使用の場合の取り扱い) | 11 |
| 第54条 | (割引証が無効となる場合) | 11 |
| 第5節 | 団体旅客運賃 | 11 |
| 第55条 | (団体旅客の旅客運賃割引) | 11 |
| 第56条 | (特殊団体に対する旅客運賃割引) | 12 |
| 第57条 | (団体取扱条件の指定) | 12 |
| 第58条 | (団体旅客の責任人員) | 12 |
| 第59条 | (団体旅客運賃の予納) | 13 |
| 第60条 | (団体旅客運賃の計算方) | 13 |
| 第6節 | 貸切旅客運賃 | 13 |
| 第61条 | (電車の貸切旅客運賃) | 13 |
| 第62条 | (定員超過の場合の貸切旅客運賃) | 13 |

| | |
|--|----|
| 第63条（貸切旅客運賃の最低額） | 13 |
| 第64条（貸切旅客運賃の予納） | 13 |
| 第65条（貸切車の留置料） | 13 |
| 第4章 旅客運賃及び料金の追徴・払い戻し | 14 |
| 第1節 通則 | 14 |
| 第66条（係員の承諾を得て、乗車券を所持しないで乗車した場合の旅客運賃・料金の支払い方） | 14 |
| 第67条（車内補充乗車券による代用） | 14 |
| 第2節 無札 | 14 |
| 第68条（無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受） | 14 |
| 第69条（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の收受） | 14 |
| 第70条（無札旅客の乗車駅不明の場合） | 15 |
| 第71条（増運賃免除の場合の取扱方） | 15 |
| 第3節 乗車券の紛失 | 15 |
| 第72条（乗車券紛失の場合の取扱方） | 15 |
| 第73条（再收受した旅客運賃の払い戻し） | 15 |
| 第74条（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方） | 16 |
| 第4節 種類変更 | 16 |
| 第75条（定期乗車券の種類変更） | 16 |
| 第5節 乗り越し・方向変更及び経路変更 | 16 |
| 第76条（乗越し） | 16 |
| 第77条（方向変更及び経路変更） | 17 |
| 第78条（定期乗車券の区間の変更） | 17 |
| 第6節 旅客運賃・料金の払い戻し及び通用期間の延長 | 17 |
| 第79条（旅行開始前の旅客運賃の払い戻し） | 17 |
| 第80条（旅行開始前の定期旅客運賃の払い戻し） | 17 |
| 第81条（旅行開始後の旅客運賃の払い戻し） | 17 |
| 第82条（不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合） | 18 |
| 第83条（旅行開始後の定期旅客運賃の払い戻し） | 18 |
| 第84条（旅行中止による旅客運賃の払い戻し） | 18 |
| 第85条（列車に乗り遅れた場合の通用期間延長の取扱方） | 19 |
| 第86条（列車が運行不能又は遅延の場合の取扱方） | 19 |
| 第87条（無賃送還の取扱方） | 19 |
| 第88条（運行不能の場合における他経路乗車の取扱方） | 19 |
| 第89条（運行不能の場合の旅客運賃払い戻し駅） | 20 |
| 第90条（運行不能区間の旅客運賃払い戻し） | 20 |
| 第91条（運行休止の場合の旅客運賃の払い戻し） | 20 |
| 第7節 誤乗及び誤購求 | 20 |
| 第92条（誤乗区間の無賃送還） | 20 |

| | |
|----------------------------|----|
| 第93条（誤乗区間無賃送還の取扱方） | 20 |
| 第94条（乗車券の誤購求の場合の取扱方） | 20 |
| 第8節 手回り品 | 21 |
| 第95条（手回り品及び持ち込み禁制品） | 21 |
| 第96条（無料手回り品） | 21 |
| 第97条（無料手回り品の範囲の特例） | 22 |
| 第98条（手回り品の保管） | 22 |

第1編 総則

第1条（この規則の目的）

この規則は、筑豊電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送等の事業について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

当社が経営する鉄道線による旅客の運送については、当社が別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

第3条（用語の意義）

この規則における主な用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場、停留場及び営業所をいう。
- (3) 「列車」とは、旅客の運送を行なう鉄道の列車の電車をいう。
- (4) 「キロ」又は「キロ程」とは、鉄道の営業キロ程をいう。
- (5) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。但し、駅員を配置していない駅から旅客が乗車する場合には、その乗車することをいう。
- (6) 「危険品」とは、別表に掲げる物品をいう。

第4条（運行不能の場合の取扱方）

列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着若しくはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。但し、当社において別途の連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものをみなして、旅客の取扱いをする。

2 前項本文の場合であっても、運輸上支障のない場合で、且つ、旅客が次に掲げる事項を承諾するときは、その不通区間を通じて乗車券を発行することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行すること。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしないこと。

第5条（キロ程の端数計算方）

キロ程を用いて、旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる。

第6条（期間の計算方）

期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

2 前項の場合で、24時間を経過しても、最終列車の入庫する時分までを当日とみなす。

3 月を単位として期間を計算する場合は、月の大・小にかかわらず暦に従うものとし、月の初日から起算するときは、その最後の月の末日を持って終りとし、月の途中から起算すると

きは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって終了の日とする。但し、最後の月において起算日に相当する日がないときは、その末日をもって終了の日とする。

第7条（旅客の提出する書類）

旅客運送の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、墨又はインキをもって記載し、且つ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に対応する証印を押すものとする。

第2編 旅客営業規則

第1章 通則

第8条（旅客の年齢別区分及びその旅客運賃の收受方）

旅客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によってこの規則の定めるところにより旅客運賃を收受する。

大人 12才以上の者。ただし、小学生は小児とする。

小児 6才以上12才未満の者

幼児 1才以上6才未満の者

乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を收受する。

(1) 幼児が幼児だけで旅行するとき

(2) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅行を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。但し、2人をこえた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が団体旅客として旅行するとき又は、団体旅客に随伴されて旅行するとき。

3 前項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃を收受しない。

第9条（旅客運送の制限又は停止）

旅客運送の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることができる。

(1) 乗車券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は停止。

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・又は乗車する列車の制限。

(3) 手回り品の数量の制限

2 前項の取扱いをする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

第10条（駅員無配置の旅客の取扱方）

駅員を配置していない駅から乗車する旅客の取扱いは列車の乗務員が行う。

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

第11条（乗車券の発売箇所）

乗車券は、駅又は当社が乗車券の発売を委託したものが営む営業所において、当該駅又は当該営業所の所属する駅からこれを発売する。但し、次に掲げた場合は本条本文の駅以外の駅から乗車券を発売することがある。

- (1) 団体乗車券・貸切乗車券・定期乗車券を発売する場合。
- (2) 駅員無配置駅発の乗車券を発売する場合。

第12条（乗車券の発売日）

乗車券は、発売当日から通用開始となるものを発売する。但し、次の各号に掲げる乗車券はそれぞれの定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

発売は通用開始の14日前からとする。

(2) 団体乗車券又は貸切乗車券

輸送引受後であって、旅客の始発駅発の3日前から発売する。

第13条（定期乗車券の一括発売）

同一の事業所（指定学校以外の学校を含む以下同じ）又は、指定学校に通う旅客に対しては、使用開始の日及び通用期間を同じくするときは、事業所又は指定学校ごとに発売日を指定して定期乗車券を一括して発売することができる。

2 前項の規定により定期乗車券を一括発売する場合で、その通用期限を一定させたため、既発売の定期乗車券に残余の期間があるときは、その残余期間に対し、定期旅客運賃を日割りにより払い戻しをすることができる。

3 第1項の場合、その人員に対する通勤又は通学の区間・身分・氏名・年令等を連記して、事業所代表者の発行した証明書又は指定学校代表者の発行した証明書をもって、各別の通勤証明書又は通学証明書に代用することができる。

第14条（定期乗車券の継続発売）

定期乗車券を所持する旅客に対して、その定期乗車券の通用期間内にこれと引き換えに同一の種類・区間及び経路のものを発売する場合は、通用開始日の14日前から使用できる定期乗車券を発売することができる。この場合、定期乗車券表面中央左方及び定期乗車券購入申込書、通勤証明書又は通学証明書の表面余白に期間前通用「継」の印を押すものとする。

第15条（乗車券の種類）

乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券（片道乗車券・往復乗車券）

- (2) 定期乗車券（通勤定期乗車券・通学定期乗車券）
- (3) 団体乗車券
- (4) 貸切乗車券

第16条（乗車券の表示事項）

乗車券の券面には、次に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃額
- (2) 通用区間（経路の表示を必要とする場合はその経路）
- (3) 通用期間
- (4) 発行年月日
- (5) 発売箇所名

2 臨時に発売する乗車券・その他の特殊な乗車券は、前項の表示事項の一部を省略し、又はその他の必要事項を追加することがある。この場合は、その旨を関係駅に掲示する。

第2節 乗車券の様式

第17条（普通乗車券の様式）

普通乗車券の様式は、次のとおりとする。但し、その運賃欄には、その発着区間に対する相当旅客運賃額を表示する。

- (1) 片道乗車券
様式は省略する。
- (2) 往復乗車券
様式は省略する。
- (3) 車内補充乗車券
様式は省略する。

第18条（定期乗車券の様式）

定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 通勤定期乗車券
様式は省略する。
- (2) 通学定期乗車券
様式は省略する。

第19条（団体乗車券の様式）

団体乗車券の様式は、次のとおりとする。
様式は省略する。

第20条（貸切乗車券の様式）

貸切乗車券の様式は、[前条](#)の団体乗車券の様式のうち団体の文字を貸切と訂正したものと
する。

第21条（乗車券の様式の補足）

乗車券の様式については、次の各号によって、これを補う。

- （1）乗車券を小児用として発売するものは、「小」の文字を表示する。
- （2）必要がある場合は、この節に規定する乗車券の様式中の表示事項の配列を変更すること
がある。

第3節 乗車券の効力

第22条（乗車券の使用条件）

乗車券は、その券面に表示された通用期間、発着区間発着の順序、経由すべき経路が示さ
れている場合は、その経路及び大人、小児の区別その他の指定事項に従って使用する場合に
限ってこれを有効とする。

第23条（大人用普通乗車券を小児が使用する場合の特例）

大人用普通乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、1券片を持って小児2人が乗
車することができる。

第24条（通用期間）

乗車券の通用期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

- （1）普通乗車券
 - イ. 片道乗車券 1日とする。
 - ロ. 往復乗車券 2日とする。
- （2）定期乗車券 1箇月・3箇月・6箇月とする。
- （3）団体乗車券 その都度定める。
- （4）貸切乗車券 その都度定める。

第25条（通用期間の起算日）

乗車券の通用期間は、通用開始日を指定して発売したものの外、乗車券を発行した当日か
ら起算する。

第26条（小児用乗車券の効力の特例）

小児用乗車券は、通用期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、[第
8条](#)の規定にかかわらずこれを有効として取扱う。

第27条（途中下車）

定期乗車券を使用する旅客は、途中下車することができる。その他の乗車券を使用する旅客は、途中下車できない。

第28条（不乗区間の取扱方）

定期乗車券は、**第22条**の規定にかかわらず、乗車券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は途中下車をした後に前途の駅から乗継ぎをすることができる。但し、不乗区間の乗車は、請求することができない。

第29条（改氏名の場合の定期乗車券の書換え）

定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを指定駅に差し出して、その氏名の書換えを請求しなければならない。

第30条（効力のない乗車券）

乗車券は、その様式が整っていないとき又はその券面の表示事項が不明になったときは、使用することができない。但し、定期乗車券については、その券面の表示事項は不明になったときでも、これをその指定駅に差し出して書換えを請求することができる。

第31条（乗車券が前途無効となる場合）

乗車券（往復乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- （1）旅客が途中下車のできない駅に任意に下車したとき。
- （2）伝染病予防法第18条の規定によって途中下車させられたとき、鉄道営業法（明治33年法律第65号）第41条の規定によって下車させられた場合又は、同法第42条によって車外に退去させられたとき。

第32条（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）

定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。但し、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りではない。

- （1）旅客運賃割引証と引換えに購求した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- （2）券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- （3）無効となる旅客運賃割引証で購求した乗車券を使用したとき。
- （4）身分又は資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購求した乗車券を使用したとき。
- （5）券面表示事項（途中下車印を含む。）を塗り消し、又は改変して使用したとき。
- （6）区間の連続しない2枚以上の普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- （7）旅客開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- （8）身分証明書等の携帯を必要とする旅客が、これを携帯していないとき。

- (9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (10) 大人が、小児用の乗車券を使用したとき。但し、**第26条**に規定する場合を除く。
 - (11) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき。
 - (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (13) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第33条（定期乗車券が無効となる場合及び旅客運賃の追徴方）

定期乗車券は次の各号の一に該当する場合、無効として回収する。但し、旅客に悪意がなくその証明ができる場合は、この限りではない。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
 - (3) 使用資格・氏名・年令・区間又は通学の事実を偽って、請求した定期乗車券を使用したとき。
 - (4) 定期乗車券の券面に表示された事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
 - (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
 - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (8) 通用期間開始前は有効とならない定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
 - (9) 通用期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
 - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客であって、**第47条**の規定によって身分証明書を携帯しなければならないものが、これを携帯しないとき。
 - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (12) その他、定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第34条（乗車券不正使用未遂の場合の取扱方）

旅客がその乗車について、効力のない乗車券を使用しようとした場合は、不正行使の意思が明かと認められる場合に限って、これを使用したものとみなし、無効として回収する。

第4節 乗車券の改札及び引き渡し

第35条（乗車券の改札及び引き渡し）

旅客は次の各号に従って、乗車券の検査を受けなければならない。

- (1) 旅行を開始する際は、乗車券を係員に呈示して入きょうを受けること。但し、定期乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券については、入きょうを必要としない。

(2) 旅行を終了したときは乗車券（定期乗車券は通用期間満了のとき）を係員に引き渡すこと。

(3) 前各号以外の場合であっても係員の請求があるときは、いつでも乗車券を呈示すること。

第36条（乗車券の回収）

旅客は、その所持する乗車券が効力を失い若しくは不用となった場合、又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、これを係員に引き渡さなければならない。

第3章 旅客運賃

第1節 通則

第37条（旅客運賃の計算に使用するキロ程）

旅客運賃を計算する場合使用するキロ程は、乗車経路が同一方向に連続する限りこれを通算する。但し、乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打ち切って計算する。

第38条（キロ程を定めていない区間の旅客運賃の計算方）

キロ程を定めていない場所において、旅客の乗降を認める場合、その取扱い場所が駅との中間にある場合の旅客運賃は、その乗降場の外方にある駅発又は着のキロ程によって計算する。

第39条（小児、幼児及び乳児の旅客運賃の計算方）

小児の旅客運賃は、[第61条](#)の規定によって団体旅客運賃を計算する場合を除き、普通旅客運賃にあつては、大人の片道旅客運賃を折半し、その10円未満の端数はこれを10円単位に切り上げる。（以下この端数計算方法を「端数計算」という。）

2 定期旅客運賃は、大人旅客運賃を折半し10円未満の端数を生じたときは、10円単位に切り上げた額とする。

3 幼児の旅客運賃は、[第8条第2項](#)に該当する場合を除き、又、乳児の旅客運賃は無賃とする。

第40条（旅客運賃割引の重複適用の禁止）

旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第41条（割引旅客運賃の計算方）

割引旅客運賃は、普通旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。

2 往復乗車券に対して、旅客運賃（[第61条](#)の規定によって団体旅客運賃を計算する場合を除く。）の割引をする場合は、各券片ごとに前項によって計算した割引旅客運賃を合計した額

とする。

第2節 普通旅客運賃

第42条（普通旅客運賃）

普通旅客運賃は、別表のとおりとする。

第3節 定期旅客運賃

第43条（定期乗車券とその旅客運賃）

旅客が、通勤又は通学するために乗車する場合は、別表に定める定期旅客運賃を収受して、定期乗車券を発売する。

第44条（通勤定期乗車券の発売条件）

常時に区間・経路を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券購求申込書を提出したときは、区間・経路を指定して通勤定期乗車券を発売する。

第45条（通学定期乗車券の発売条件）

次に掲げる学校（以下「指定学校」という。）の学生・生徒・児童又は幼児が通学するために区間・経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の身分証明書を呈示して、使用者本人であることを確認できるとき、又は新入学の学生については、その入学する指定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したときは、区間・経路を指定して、通学定期乗車券を発売する。

- (1) 学校教育法第1条の規定による小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう学校・養護学校及び幼稚園、但し、通信教育の学校にあっては、当社の指定した学校であって、面接授業又は試験を行う期間の初日の10日前から終了日の5日後までの期間中に限る。
- (2) 前号以外の国公立の学校（修業期間が1箇年以上であって、且つ、1箇年の授業時間600時間以上のもの）であって当社の指定したもの。
- (3) 学校教育法第82条の規定によって設立した私立学校（設立認可後6箇月以上を経過し修業期間が1箇年以上で且つ、1箇年の授業時間600時間以上のもの）であって当社の指定したもの。

2 第1項の通学証明書は、次の各号に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- (1) 住所・氏名・年令・在学の部科及び学年
- (2) 通学期間・通用期間・通用開始日
- (3) 通学する学校の名称及びその所在地
- (4) 証明の年月日・学校長氏名及び学校長公印
- (5) 前各号の外、学校種別及び指定番号

第46条（指定学校以外の学校・学生・生徒に対して発売する定期乗車券）

指定学校以外の学校に通学する学生・生徒に対しては通勤定期乗車券を発売する。

第47条（資格証明書の携帯及び呈示の義務）

旅客が、通学定期乗車券を使用する場合は、常にその通学する指定学校を代表する責任者の発行した身分証明書を携帯して、係員の請求がある場合は、いつでも呈示しなければならない。

第48条（定期乗車券紛失の場合の届出義務）

旅客が、定期乗車券を紛失した場合は直ちに、その旨をその定期乗車券を発行した駅に届出なければならない。

第4節 特殊割引旅客運賃

第49条（被救護者割引）

次に掲げる各号の一に該当する施設であって、JRの指定した施設に救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合は、[第50条](#)の規定による被救護者旅客運賃割引証を差し出したときは、その割引証1枚について1人1回限り、普通旅客運賃の5割を割引する。但し、被救護者が行商その他営利を目的とする旅行を行う場合は、この取扱いをしない。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第⑰条に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第41条、第42条、第43条、第43条の2、第43条の3及び第44条までに規定する児童養護施設及び児童自立支援施設。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設。但し、授産施設は除く。
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの。
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設。但し、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。
- (5) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院及び同法第16条に規定する少年鑑別所。
- (6) 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第18条に規定する保護観察所。

2 被救護者が、老幼・虚弱若しくは不具のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一区間の乗車券を購求するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引乗車券を発売する場合は、被救護者に対して往路用の片道乗車券を購求するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

第50条（割引証の交付）

被救護者に対する旅客運賃割引証は、JRにおいて作成し、監督官庁を経て、[前条](#)の施設又は団体に配布し、その施設又は団体は、これに必要な事項を記入して被救護者に交付する。

第51条（臨時特殊割引）

当社が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証票等を特定し、又は、季節により旅行目的地を特定して割引普通乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって、普通旅客運賃の割引をする場合は、旅客が特定される時の外、その割引区間・割引期間・割引率等をその都度関係の駅に掲示する。

第52条（通学証明書発行の監査）

当社は、必要に応じて通学証明書の出納、又は発行の適否、所定の者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について監査をなすものとする。

第53条（割引乗車券等の不正使用の場合の取り扱い）

第[49](#)条の規定による割引乗車券、第[50](#)条の規定による旅客運賃割引証、第[45](#)条の規定による通学定期乗車券、もしくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外のものに使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

2 通学証明書及び旅客運賃割引証を発行者が使用資格者以外の者に発行し、又は、記名人以外の者に使用させたときは、[第68条](#)及び[第69条](#)の規定により、收受する旅客運賃及び増運賃をその発行者から收受することがある。

第54条（割引証が無効となる場合）

旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合に無効として回収する。

- (1) 発行人が記入しなければならない事項を記入していないとき。
- (2) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (3) 表示事項を塗り消し又は改変して使用したとき。
- (4) 記載事項を訂正した場合で、これに相当の証明がないとき。
- (5) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (6) 記名人以外の者が使用したとき。

第5節 団体旅客運賃

第55条（団体旅客の旅客運賃割引）

発着駅及び経路を同じくして、25人以上一団となって旅行する場合で、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送計画に必要な事項を申し出て当社の承認を受けた場合は、これに対して次の各号に定めるところによって、普通旅客運賃の割引をする。

(1) 学生団体

指定学校の学生・生徒・児童及び幼児・児童福祉法第39条に規定する保育所の児童・社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき開設した勤労青年学級で、都道府県教育委員会が証明したものの生徒・青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第2条に規定する青年学級のうち、文部科学省の指示により都道府県教育委員会が証明したものの学級生25人以上のものと、その付添人及び該当学校・保育所又は青年学級の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ）、又はこれと同行する旅行斡旋人によって構成された団体で、その学校・保育所又は青年学級の教職員が引率するもの。但し、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

| 大人、小児別 | 25人以上 | 100人以上 | 300人以上 |
|--------|-------|--------|--------|
| 大人 | 2割引 | 3割引 | 4割引 |
| 小児 | 2割引 | 2割5分引 | 3割引 |

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

| 25人以上 | 100人以上 | 300人以上 |
|-------|--------|--------|
| 1割5分引 | 2割引 | 3割引 |

2 小学校児童によって構成された第1項第1号の団体旅客中に12才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取扱う。

3 前項第1号又は第2号による団体旅客の引率者で、次の各号による人員に対しては旅客運賃を収受しない。

(1) 26人以上50人までの団体 内1人

(2) 51人以上 100人までの団体 内2人

(3) 101人以上の団体 100人までを増すごとに1人加える。

4 団体旅客運賃の割引をなすときは、前項の無賃人員は団体人員中に加算しその総人員に相当する割引率を適用する。

第56条（特殊団体に対する旅客運賃割引）

当社が特に必要と認める場合は、団体旅客に対し旅行目的又は割引を受ける者の資格などを定めて、[前条](#)の割引率と異なる割引をすることがある。

第57条（団体取扱条件の指定）

団体旅客の乗車方法でその他取扱条件は、その都度定める。

第58条（団体旅客の責任人員）

団体旅客の輸送について、臨時列車の設定又は電車の増結等の特別の手配を必要とする

きは、その団体旅客の申込人員の8割に相当する人員を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても責任人員に相当する、団体旅客運賃を収受することを条件として運送引受けを行なう。

第59条（団体旅客運賃の予納）

当社が必要と認めるときは、団体旅客の申込者からその申込人員に相当する、団体旅客運賃の1割以内の額を、予納金として収受することがある。

2 前項の予納金は、申込者がある申込みを取り消した場合は返付しない。

第60条（団体旅客運賃の計算方）

団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、端数計算し1円単位に切り上げる。これに団体旅客運賃収受人員を乗じ、10円単位に切り上げた額とする。
- (2) 小児用団体旅客運賃は、大人団体旅客運賃計算方法に準じる。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

第6節 貸切旅客運賃

第61条（電車の貸切旅客運賃）

旅客が、あらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けた場合は、電車の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受して、電車の貸切の取扱をする。

第62条（定員超過の場合の貸切旅客運賃）

前条の規定によって、電車を貸切とする場合においては、実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

第63条（貸切旅客運賃の最低額）

電車の貸切旅客運賃の最低額は、**第61条**及び**第62条**の規定によって計算した2区分の旅客運賃とする。

第64条（貸切旅客運賃の予納）

第59条の規定を準用する。

第65条（貸切車の留置料）

削 除

第4章 旅客運賃及び料金の追徴・払い戻し

第1節 通則

第66条（係員の承諾を得て、乗車券を所持しないで乗車した場合の旅客運賃・料金の支払い方）

旅客は、その責任をとらない事由によって、又は係員の承諾を得て乗車券を購求しないで乗車したときは、乗務員に旅客運賃を支払わなければならない。

2 前項の場合に、やむ得ない事由によって乗務員に旅客運賃、又は料金の支払いをすることができないときは、係員の承諾を得て下車駅でこれを支払わなければならない。

第67条（車内補充乗車券による代用）

無札・乗車券の紛失・乗越・方向変更・乗車券誤購求等の場合に各相当の取扱をするときは、車内補充乗車券を発行する。

第2節 無札

第68条（無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受）

旅客が、次の各号に一に該当する場合は、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍の金額に相当する額の増運賃とあわせて收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入きょうを受けないで乗車したとき、但し、旅客に悪意がなくその証明方法がある場合は、この限りでない。
- (3) [第32条](#)の規定によって、無効となる乗車券で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又は取り集めの際に引渡しをしないとき。

2 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合には、これを前項第3号の無札旅客として、その全乗車人員について、前項の規定による旅客運賃、及び増運賃をその団体申込者から收受する。

3 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、[第32条](#)の規定にかかわらず、その超過人員、又は大人だけを第1項第1号の無札旅客として、その団体申込者から第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を收受する。

4 前項の規定は、貸切旅客が乗車券面に表示された旅客運賃支払人員をこえて乗車した場合に準用する。

第69条（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の收受）

[第33条](#)第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（[第33条](#)第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当

する額の増運賃とあわせ收受する。

- (1) **第33条**1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力の発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なる場合は発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売日から、同項第9号に該当する場合はその通用期間満了の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して、券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（又は2回）ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃。
- (2) **第33条**第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき、及び同条第10号から同条第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

第70条（無札旅客の乗車駅不明の場合）

第68条の無札旅客、及び**前条**第3号の不正使用旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2箇以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅、又接続列車等のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなきは、その接続列車等の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第71条（増運賃免除の場合の取扱方）

前条の規定に該当する場合（団体旅客の場合は除く）で、特別の事由があつて増運賃を收受することが特に気の毒と認められ、且つ、これを免除しても別段支障がないと認められるときは、係員の承諾を得て乗車したときの例に準じて取扱うことができる。

第3節 乗車券の紛失

第72条（乗車券紛失の場合の取扱方）

旅客が、旅行開始後その乗車券を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については無札客として**第68条**及び**第70条**の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間についてはこれに相当する普通旅客運賃を收受し、又係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を收受して増運賃は收受しない。

2 前項の場合に旅客は、再收受証明書の交付を請求することができる。但し、定期乗車券使用の旅客は、この限りでない。

3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券（定期乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

第73条（再收受した旅客運賃の払い戻し）

前条の規定によって、普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再收受証明書とをもより駅に差し出して、再收受証明書1枚につ

き別表に掲げる手数料を支払いその旅客運賃については、払い戻しの請求をすることができない。但し、再收受証明書発行の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

第74条（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方）

旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、[第72条](#)の規定にかかわらず別に旅客運賃を收受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券を再交付することができる。

第4節 種類変更

第75条（定期乗車券の種類変更）

旅客は、その所持する定期乗車券を指定駅に提出し、その種類の変更を請求することができる。この場合、通学定期乗車券に変更するときは、[第45条](#)に規定する相当の証明書を差し出さなければならない。

2 前項の取扱いをする場合は、まず既収の定期運賃に現定期乗車券の未使用期間日数（変更当日は未使用期間に算入する）を乗じ、原定期乗車券の実日数で除し、端数計算した額を払い戻し額として計算する。次に原定期乗車券の通用期間と同じ期間を変更しようとする定期旅客運賃に、原定期乗車券の未使用日数変更当日は未使用期間に算入する）を乗じ、定期乗車券の実日数で除した額に別表に掲げる手数料を足し合わせ、端数計算した額を收受額として計算する。その後、払い戻し額と收受額とを相殺し、その額を收受又は払い戻しをする。

第5節 乗り越し・方向変更及び経路変更

第76条（乗越し）

旅客は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け所持する乗車券（定期乗車券を除く。）に表示された着駅を当該着駅をこえた駅に変更（この変更を「乗越し」という。）することができる。

（注）このような場合、定期乗車券を所持する旅客に対しては、別途乗車として取扱う。

2 前項の取扱をする場合は、次の各号による旅客運賃を收受する。

（1）普通乗車券によって乗越しをする場合は、原乗車券の区間に対する既収の旅客運賃と、原乗車券と乗越区間とを通算した普通旅客運賃との差額を收受する。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、原乗車券の区間と乗越区間とを通算した、普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引旅客運賃によって計算する。

（2）前号以外の場合は、乗越区間に対する、普通旅客運賃を收受する。

第77条（方向変更及び経路変更）

旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く。）は、あらかじめ係員に申し出て、乗車券面に表示された着駅と異なる方向に、又は乗車券面に表示された経路と異なる経路に、1回に限って変更することができる。

2 前項の取扱をする場合は、変更区間の普通旅客運賃と不乗車券間の普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

第78条（定期乗車券の区間の変更）

旅客は、その所持する定期乗車券をもよりの定期乗車券指定駅に提出し、区間又は経路の変更をすることができる。

2 前項の取扱をする場合は、変更発着区間に対する原定期乗車券の通用期間と同じ期間の定期旅客運賃と、既収の定期旅客運賃とを比較して差額のある場合には、まず既収の定期旅客運賃に定期乗車券の未使用期間の日数（変更当日は、未使用期間に算入する。）を乗じ、定期乗車券の総日数で除し、これを端数計算した額を払い戻し額として計算する。次に原定期乗車券の通用期間と同じ期間の変更をしようとする定期旅客運賃に、原定期乗車券の未使用日数（変更当日は、未使用期間に算入する。）を乗じ、定期乗車券の総日数で除した額に別表に掲げる手数料を足し合わせ、これを端数計算した額を収受額として計算する。その後、払い戻し額と収受額とを相殺し、その額を収受又は払い戻しをする。

第6節 旅客運賃・料金の払い戻し及び通用期間の延長

第79条（旅行開始前の旅客運賃の払い戻し）

旅客は、旅行開始前に乗車券（定期乗車券を除く。）が不要となった場合、その乗車券の券片が入きょう前で、且つ、通用期間内であるときに限って、これを差し出して既に支払った、旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券1枚につき別表に掲げる手数料を支払わなければならない。但し、不要となった事由が**第86条第1号及び第2号**の規定による場合は、手数料を必要としない。

2 乗車する列車を指定して発売する乗車券について、前項の払い戻しの請求をしようとするときは、その列車が乗車券面に表示された乗車駅を出発する時刻までに、これをしなければならない。

第80条（旅行開始前の定期旅客運賃の払い戻し）

前条の規定は、通用期間前の定期乗車券について準用する。但し、1枚につき別表に掲げる手数料を支払わなければならない。その取扱駅は、指定駅に限る。

第81条（旅行開始後の旅客運賃の払い戻し）

旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止したときは、旅行運賃の払い戻しを請求することができない。

第82条（不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合）

旅客は、第28条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、又は同区間の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間について、旅客運賃の払い戻しを請求することができない。

第83条（旅行開始後の定期旅客運賃の払い戻し）

旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、通用期間内に限って最寄りの定期乗車券発売所において乗車券1枚につき別表に掲げる手数料を支払い、既収の定期旅客運賃から次の各号により計算した額を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、払い戻しの当日は経過日数に算入する。

（1）旅客の所持する定期乗車券が1箇月のとき

定期乗車券の区間を普通旅客運賃によって1日2回ずつ乗車したものとして、これにその経過日数を乗じて計算した額。

（2）旅客の所持する定期乗車券が3箇月、又は6箇月のとき

使用経過月数（1箇月未満のは数経過日数は切り捨てる。）に相当する定期旅客運賃と、は数経過日数について前号に準じて計算した額（1箇月の定期旅客運賃を超過する場合は1箇月の定期旅客運賃）の合計額。

2 前項第2号の使用経過月数に相当する定期旅客運賃は次の各号によって計算する。

（1）使用経過月数が1箇月、又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。

（2）使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額。

（3）使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合計額。

（4）使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合計額。

（注）6箇月定期乗車券を2箇月以上、3箇月未満だけ使用して払い戻しをする場合、本条第1項第2号の金額が3箇月定期旅客運賃を超過するときは3箇月定期旅客運賃にとどめる。

第84条（旅行中止による旅客運賃の払い戻し）

旅客は、旅行開始後、次の各号に該当する場合であつて、且つ、その所持する乗車券が通用期間内であるときは、その乗車券について既に支払った旅客運賃から、既に乗車した区間の旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合に、第1号及び第2号の事由によって払い戻しを受ける旅客は、乗車券1枚につき別表に掲げる手数料を支払わなければならない。

（1）傷い疾病によって、旅行を中止したとき。

（2）司法権又は国会からの喚問その他これに類いする行政権の発動によって旅行を中止したとき。

（3）車両の故障その他旅客の責任にならない事由によって旅行を中止したとき。

2 定期乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前項の請求をすることができない。但し、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客については、前項第3号の場合を除く。

第85条（列車に乗り遅れた場合の通用期間延長の取扱い）

発行当日限り通用の乗車券所持の旅客が、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して通用期間の延長又は旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合は、その翌日まで通用期間の延長又は別表に掲げる手数料を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。

第86条（列車が運行不能又は遅延の場合の取扱い）

事故発生前に購求した乗車券を所持する旅客（定期乗車券使用の旅客を除く。）は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合は、**第87条**の規定による無賃送還又は旅行を中止して、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。

- (1) 列車が運行不能になったとき。
- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車等の出発時刻から2時間以上にわたって、目的地に出発する列車などに接続を欠いたとき若しくは欠くことが確実であるとき、又は着駅到着時刻2時間以上遅延したとき。

第87条（無賃送還の取扱い）

旅客の運賃送還の取扱は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。但し、止むを得ない事由により、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは、他の経路による。
- (4) 無賃送還中、途中下車の取扱をしない。
- (5) 旅客が第2号及び第3号による列車に乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱をしない。2前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払い戻しをする。
 - (1) 乗車券面に表示された、発駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額。
 - (2) 旅客の請求によって乗車券面に表示された、発駅に至る途中駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃から乗車券面に表示された発駅とその途中駅との間の旅客運賃を差し引いた残額。

第88条（運行不能の場合における他経路乗車の取扱い）

列車が運行不能になった場合、その事故の発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、同一目的地に至る最短経路による列車に乗車することを請求することができる。

この場合、定期乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に途中下車することはできない。

2前項の取扱をする場合は、既に収受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較して過剰額は払い戻しをするものとし、不足額は収受しない。

3定期乗車券を使用する旅客については、第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかか

ならず、過剰額の払い戻し及び不足額の収受をしない。

第89条（運行不能の場合の旅客運賃払い戻し駅）

第86条及び**第87条**、又は**前条**の規定によって、旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払い戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱を受けない旅客は、旅行中止駅。
- (2) 無賃送還の取扱を受ける旅客は、送還を終えた駅。
- (3) 他の経路を乗車する取扱を受けた旅客は、旅行を終えた駅。

第90条（運行不能区間の旅客運賃払い戻し）

列車が運行不能となった場合で、その事故発生前に、購求した乗車券によって、旅行する旅客（定期乗車券の旅客を除く。）が、不通区間を任意に当社線によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に前途の駅から乗り継ぎをする場合には、係員にその旨を申し出て不乗区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて差し出し、当該不通区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

第91条（運行休止の場合の旅客運賃の払い戻し）

列車の運行を引き続き5日以上休止した場合、定期乗車券を使用する旅客は、その乗車券をもよりの指定駅に差し出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。

- (1) 定期乗車券については、使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類・期間による定期旅客運賃に休止日数を乗じて、通用総日数で除して、端数計算した額。

第7節 誤乗及び誤購求

第92条（誤乗区間の無賃送還）

旅客（定期乗車券による旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の通用期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

第93条（誤乗区間無賃送還の取扱方）

前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

第94条（乗車券の誤購求の場合の取扱方）

旅客が、駅名類似その他の事由によって誤ってその希望するものと異なった着駅、又は異なった経路の乗車券を購求した場合であって、係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合には、既に收受した旅客運賃と正当発着区間の旅客運賃とを比較して、不足額は收受し、過剰額は払い戻しをする。

第8節 手回り品

第95条（手回り品及び持ち込み禁制品）

旅客は、[第96条](#)又は[第97条](#)に規定するところによりその携行する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。但し、次の各号の一に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害をおよぼすおそれのあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼす恐れがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死 体
- (5) 動物（少量の愛がん用小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたものを除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの。

（注）別表に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

第96条（無料手回り品）

旅客は、次の各号の区分によりその携行する物品を無料で車内に持ち込むことができる。但し、長さ1メートルをこえる物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 定期乗車券を使用するとき

容積0.025立方メートル以内、重量10キログラム以内のもの1個

- (2) 前号以外の乗車券を使用するとき

容積0.025立方メートル以内及び0.05立方メートル以内のものそれぞれ1個、但し、その総重量が20キログラムをこえないもの。

2 定期乗車券とその他の乗車券とを併用して旅行する場合は、その全乗車区間について、前項第2号に規定する範囲内のものを持ち込むことができる。

（注）旅客が自己の身の回り品として携行する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらずこれを車内に持ち込むことができる。

- 3 無料手回り品の容積を例示すれば次のとおりである。

- (1) 0.025立方メートルのもの

縦44センチメートル、横35センチメートル、高さ16センチメートル（石油かん1個

の容積程度)

(2) 0.05立方センチメートルのもの

縦40センチメートル、横35センチメートル、高さ35センチメートル(石油かん2個の容積程度)

第97条 (無料手回り品の範囲の特例)

前条の規定にかかわらず、次の各号の場合は、手回り品を持ち込む列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認めるときに限り、無料手回り品として車内に持ち込ませることができる。

- (1) 運動用具又は娯楽用具であって、長さが制限をこえるときでも、2メートル程度までのもので旅客1人が手に持って容易に移動が可能なものであるとき。
- (2) 定期乗車券以外の乗車券を使用する旅客の携行する物品であって、容積又は総重量が制限をこえるときでも、車内において綱だな・腰掛けの下部等に収納することができ、座席又は通路をふさがないと認められる程度のものであるとき。
- (3) 身体障害者が使用する車椅子であるとき。
- (4) 認定証を所持する旅客が同行する身体障害者補助犬(道路交通法で定める「盲導犬」を含む「介助犬」及び「聴導犬」をいう。)であるとき。
但し、身体障害者補助犬の同伴により旅客施設若しくは車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれが場合やその他の止むを得ない理由がある場合を除く。
- (5) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は、折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの。(競輪用自転車を除く)

第98条 (手回り品の保管)

手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

危険品

| 品番 | 危険品の品目 | 適用除外の物品 |
|----|---|--|
| 1 | <p>火薬類</p> <p>(1) 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸を主とする火薬</p> <p>(2) 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬</p> <p>(3) 火工品雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装した弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品</p> | <p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 銃用火薬で、容器・荷造とも重量が1kg以内のもの。</p> <p>(2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。</p> <p>(3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうに入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの。</p> |
| 2 | <p>高圧ガス</p> <p>(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品</p> <p>(2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭素、液体亜硫酸、フレオン-12、フレオン-22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩</p> | <p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> <p>(1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。</p> <p>(2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。</p> <p>(3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造とも重量が2kg以内のもの。</p> |

別表

| | | | |
|---|----------|--|---|
| | | 化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品 | |
| 3 | マッチと軽火工品 | <p>(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ</p> <p>(2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号管、信号火、発煙信号（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、具煙化、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）、具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器ともいう。）、冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工品</p> | <p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 安全マッチで、容器・荷造とも重量が3 kg 以内のもの。</p> <p>(2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造とも重量が3 kg 以内のもの。</p> <p>(3) 具煙火、競技用紙雷管及びその他の具用軽火工品で、容器・荷造とも重量が1 kg 以内のもの。</p> <p>(4) 信号管及び信号火で実重量が500 g 以内のもの。</p> <p>(5) 始動薬冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造とも重量が3 kg 以内のもの。</p> |
| 4 | 油紙、油布類 | <p>(1) 油紙、油布とその製品</p> <p>(2) 擬ウールとその製品</p> <p>(3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維</p> | <p>容器・荷造とも重量が5 kg 以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> |
| 5 | 可燃性液体 | <p>(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性アルコールを含む。）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルブロマイド）、酢酸ブチル、</p> | <p>(1) ペンキであって密封した容器に収納した重量が、2リットル以内のもの又は容器・荷造りとも重量が2 kg グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> <p>(2) 可燃性液体（ペンキ、ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）、ニトロトルエン（ニトロトルオール）を除く。）及びその製品で、容器・荷造りとも重量が2リットル以内のもの又は容器・荷造りとも重量が2 kg 以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> |

別表

| | | | |
|---|-------|--|--|
| | | <p>アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレビン油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体及びその他の製品（ペンキ等）</p> <p>(2)ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）</p> <p>(3)ニトロトルエン（ニトロトルオール）</p> | |
| 6 | 可燃性固体 | <p>金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品</p> | <p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造とももの重量が2kg以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> |
| 7 | 吸湿発熱物 | <p>ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）</p> | <p>乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20kg以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> |
| 8 | 酸類 | <p>(1)強酸類硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）、沸化水素酸</p> <p>(2)薬液を入れた鉛蓄電池</p> | <p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1)酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。</p> <p>(2)薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。</p> |
| 9 | 酸化腐食剤 | <p>塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）塩素素カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウ</p> | <p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。</p> <p>(2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とももの重量が3kg以内のもの。</p> |

別表

| | | | |
|----|--------|--|--|
| | | ム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンA C87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品 | |
| 10 | 揮散性毒物 | 硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物 | 次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造ともの重量が3kg以内のもの。 |
| 11 | 放射性物質 | 核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ） | |
| 12 | セルロイド類 | セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品 | 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。 |
| 13 | 農薬 | 銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤 | 次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの。 |

備考 この表において「実重量が何kg以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。